

## 平成24年度の主な組織改正について

### I 平成24年度組織改正の考え方

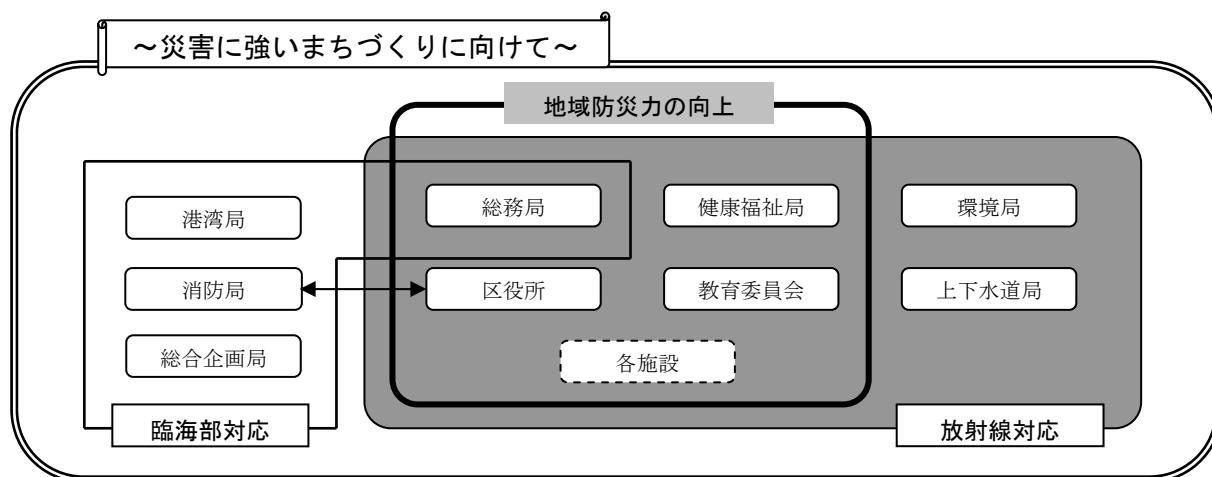
平成24年度の組織改正は、社会経済環境の変化や行政需要が多様化・高度化する中で「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けたさまざまな政策課題に対応するため、次の基本的な考え方に基づき再編整備を実施します。

- ・ 東日本大震災など社会経済環境の変化に、迅速かつ的確に対応するための柔軟で機動的な執行体制の確立
- ・ 川崎再生フロンティアプランに掲げる7つの基本政策の実現をめざし、第3期実行計画及び新たな行財政改革プランの着実な推進に向けた簡素で効率的かつ責任体制を明確にした執行体制の確立

### II 東日本大震災を教訓とした危機管理体制の強化

昨年の震災では、日ごろからの災害への備えや災害時の地域における防災力の重要性があらためて認識されるとともに、帰宅困難者や放射線への対応など、これまでの被害想定を超えた課題が発生し、市民生活の安全・安心の確保がこれまで以上に求められていることから、次の観点に基づき、本市における危機管理体制を強化し、災害に強いまちづくりに向けた取組を推進していきます。

- 地域防災力の向上に向けた危機管理体制の強化
- 市民生活の安全・安心の確保に向けた放射性物質への的確な対応
- 臨海部における防災機能の強化



### Ⅲ 主な組織整備

#### ～川崎再生フロンティアプランに掲げる基本政策の実現をめざして～

##### 1 安全で快適に暮らすまちづくり

- (1) 東日本大震災により発生した新たな課題への対応とともに、地域防災力の向上及び臨海部の防災機能強化など、本市における危機管理体制を強化するため、総務局危機管理室に**対策強化担当**を設置します。(改正図1)
- (2) 東日本大震災の影響による市内の放射線対策を継続的に実施し、市民の安全・安心を確保するため、放射線に関する全庁的な推進体制を整備する必要があることから、環境局に**放射線安全推進室**を設置します。(改正図1)
- (3) 地域における防災力の向上に向け、区役所の総合的な危機管理体制を強化するため、区地域防災計画や自主防災組織、防犯対策などの区役所における危機管理及び安全・安心に関する業務を一元化し、副区長の直轄組織として**危機管理担当**を設置します。  
また、災害に強いまちづくりをめざし、災害時や緊急時における区役所としての対応力を高めるため、区民協働推進部を再編し、**まちづくり推進部**を設置します。(改正図1)
- (4) (仮称)産学公民連携研究センターにおける健康危機管理の科学的・技術的拠点の整備に向けて、健康安全に関する研究水準の向上や外部機関との業務提携・共同研究の拡充等を図るため、健康福祉局に**健康安全研究所整備担当**を設置します。(改正図2)

##### 2 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

- (1) 現在策定に取り組んでいる第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な推進に向けて、高齢者の保健・医療・福祉施策を総合的、一体的に推進する体制を構築するため、健康福祉局長寿社会部に**地域ケア推進担当**を設置します。(改正図3)
- (2) 厳しい社会経済環境等に伴い急増している生活保護受給者に対する自立に向けた支援を強化するとともに、生活保護行政の適正な実施に向けた取組を推進するため、健康福祉局に**生活保護・自立支援室**を設置します。  
(改正図4)

### 3 人を育て心を育むまちづくり

- (1) 保育所の設置から運営に係る指導・調整を一体的に推進するとともに、民間保育所の指導・調整機能を強化するため、こども本部に**保育事業推進部**を設置します。(改正図 5)
- (2) 平成 26 年 4 月に開設する中高一貫教育校において、生徒が充実した学校生活を送り個性を一層伸ばせるよう、特色ある教育を展開できる I C T 環境整備やカリキュラム開発などの取組を推進するため、教育委員会事務局に**中高一貫教育校開設準備担当**を設置します。(改正図 6)

### 4 環境を守り自然と調和したまちづくり

- (1) 等々力緑地における陸上競技場及び硬式野球場等の整備に係る地域、関係機関等との協議・調整をはじめとする緑地全体の再編整備を一体的に推進するため、建設緑政局に**等々力緑地再編整備室**を設置します。(改正図 7)
- (2) 3 焼却処理施設体制の構築に向けて、王禅寺処理センターの資源化処理施設の建設に加え、新たな焼却処理施設の整備計画の策定などに中長期的かつ継続的に対応するため、環境局に**施設建設課**を設置します。(改正図 8)

### 5 活力にあふれ躍動するまちづくり

- (1) 再生可能エネルギーの導入や電気・熱の効率的利用、環境に配慮した交通システム、市民のライフスタイルの転換などを複合的に組み合わせ、市民の利便性・快適性の向上、安全・安心の確保につながる新たな都市像を再構築するため、総合企画局に**スマートシティ戦略室**を設置します。(改正図 9)
- (2) 臨港道路東扇島水江町線に関する国等の関係機関との協議、調整をはじめ、臨港道路の整備に対応するため、港湾局川崎港管理センターに**事業推進担当**を設置するとともに、老朽化する港湾施設の効率的な維持管理のため、整備課及び維持課を再編し、**設備課**を設置します。(改正図 10)

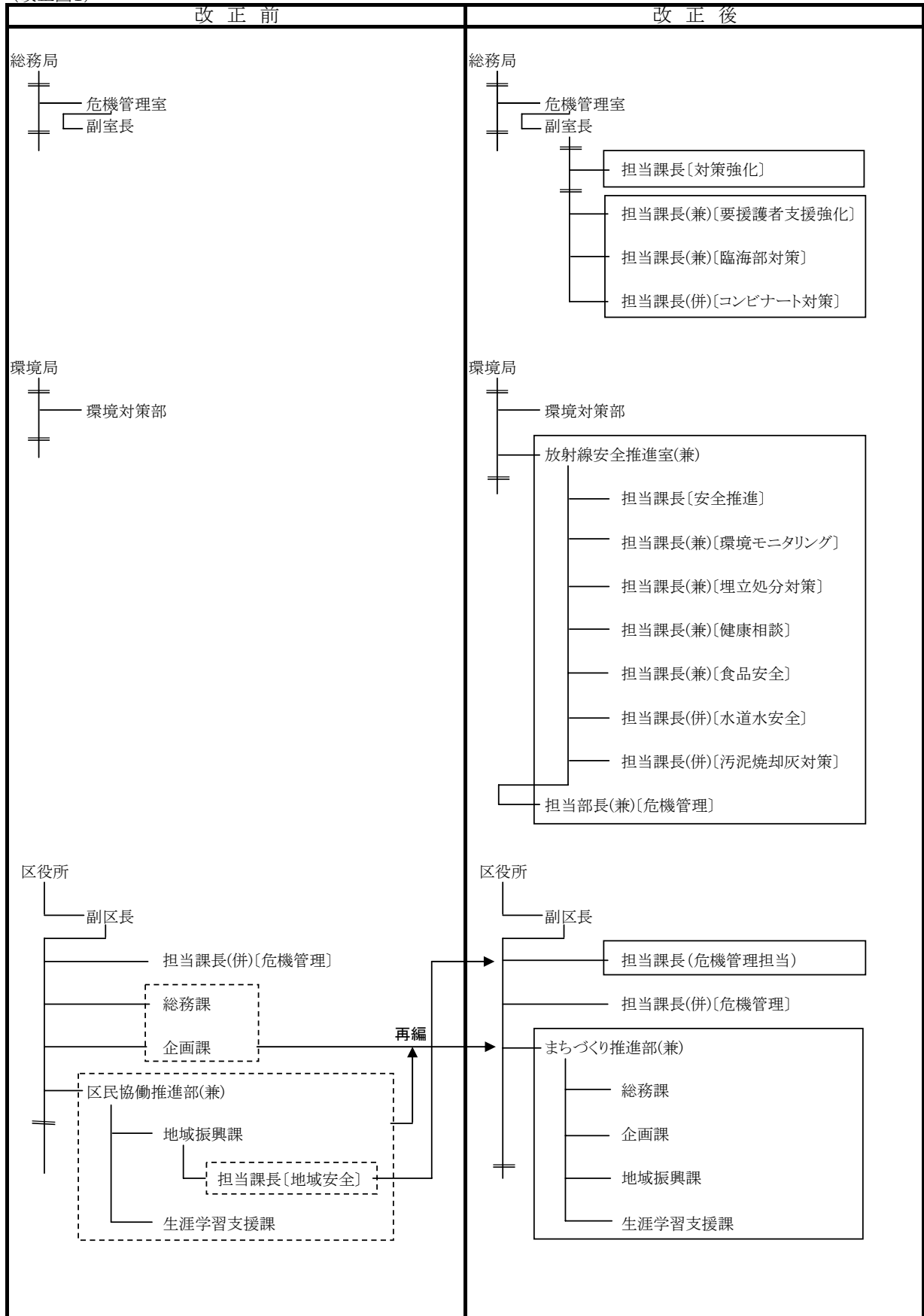
### 6 参加と協働による市民自治のまちづくり

- (1) 指定都市の自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度の創設など、大都市制度の調査研究機能の強化と中長期的視点に立った都市政策機能を高めるため、**地方分権施策を総合企画局に移管**します。(改正図 11)

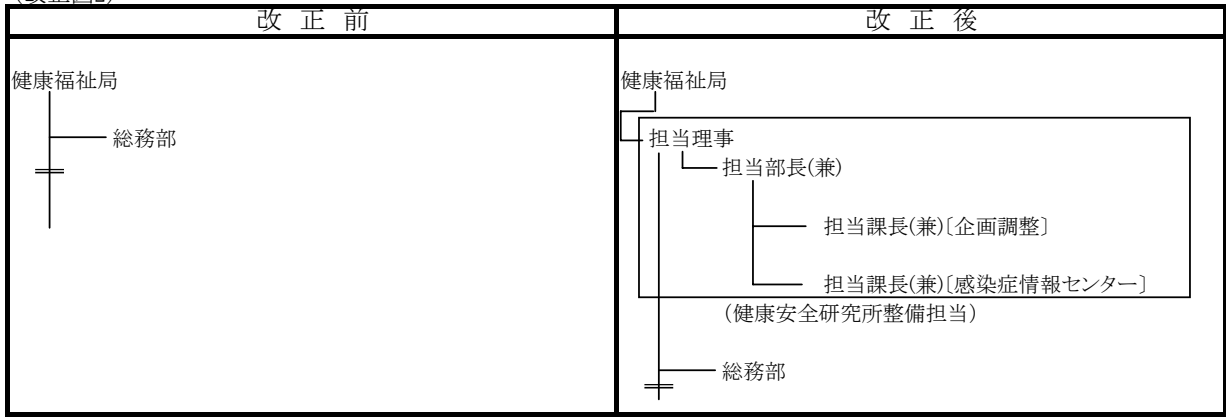
- (2) 区役所におけるより快適な窓口サービスの提供と、地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点をめざす実践的な取組を推進するとともに、引き続き区行政改革を推進するため、市民・こども局に**区政推進部**を設置します。(改正図 12)
- (3) 平成 24 年度から N P O 法人の認定事務が国税庁から移管されるとともに、個人住民税の寄付金控除の対象となる N P O 法人を条例により指定する制度を導入することにより、市内における特定非営利活動の健全な発展を促進するため、市民・こども局市民協働推進課に**N P O 法人新制度担当**を設置します。(改正図 13)

# 平成24年度の主な組織改正図

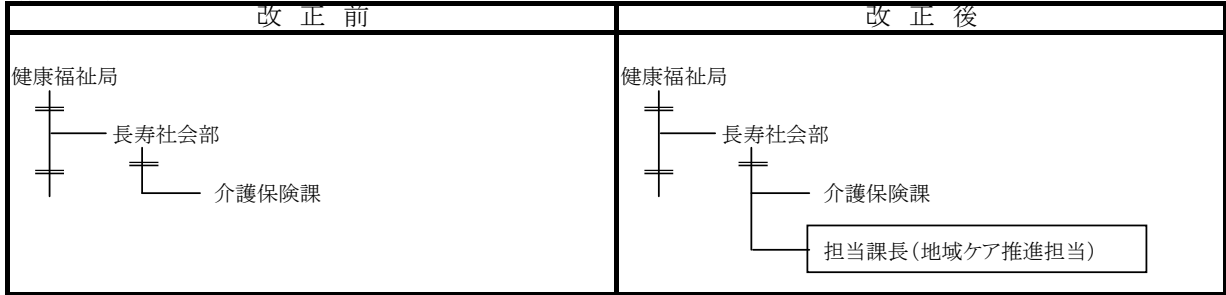
(改正図1)



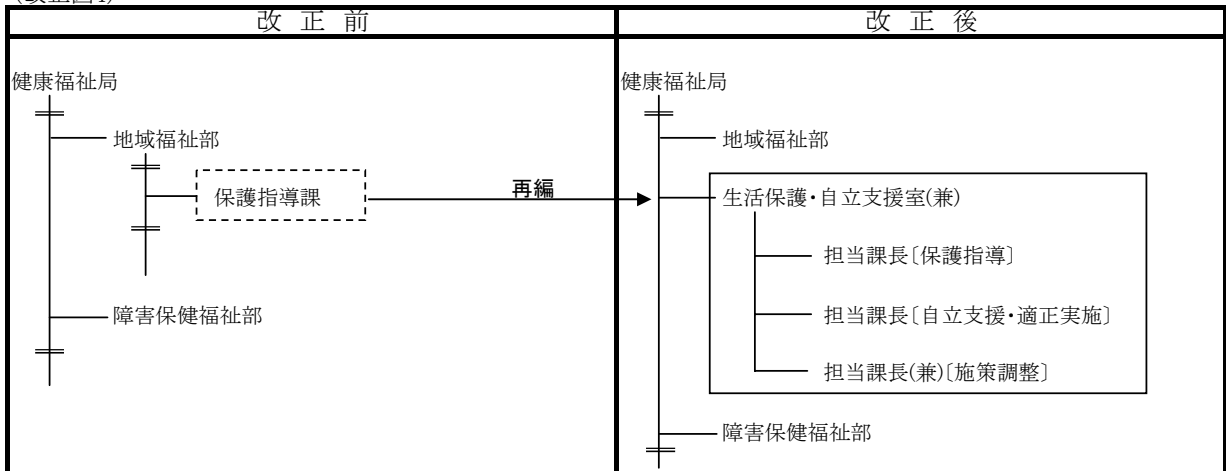
(改正図2)



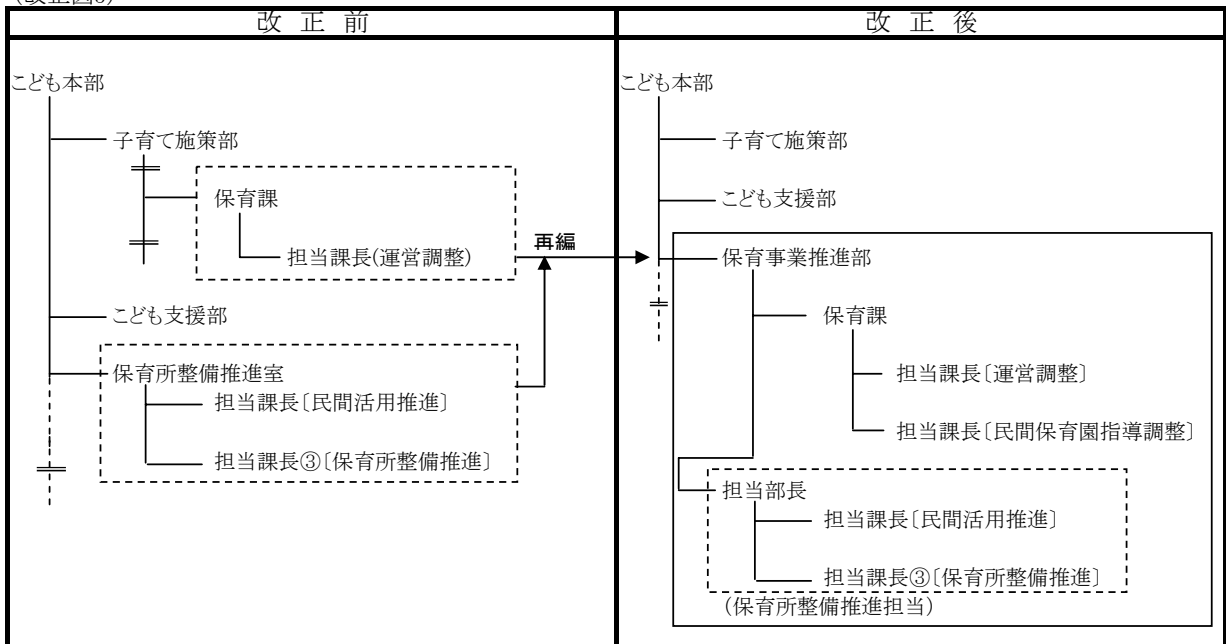
(改正図3)



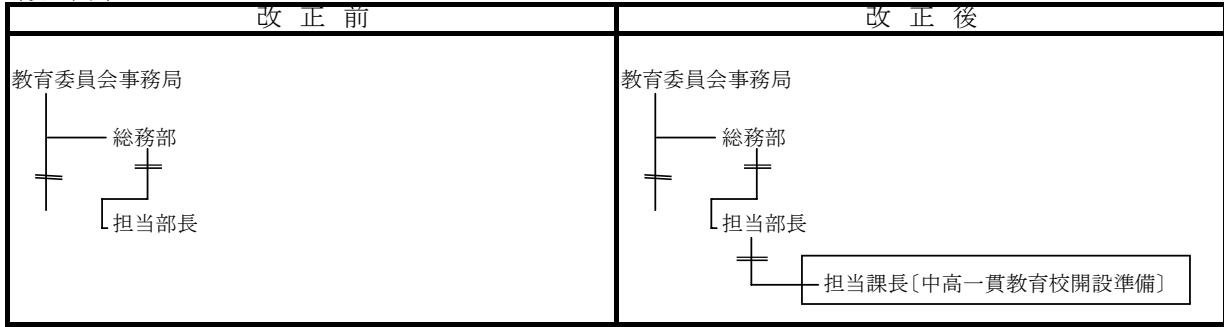
(改正図4)



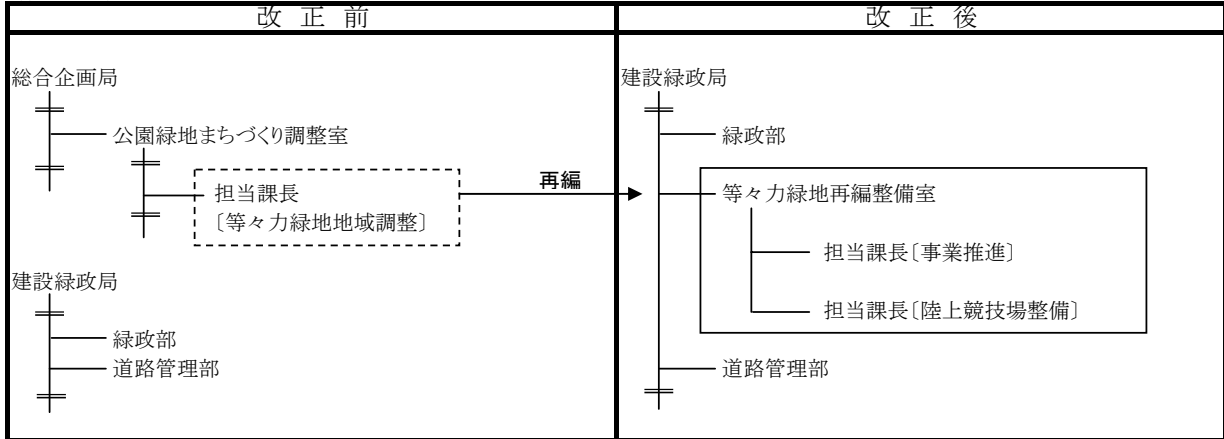
(改正図5)



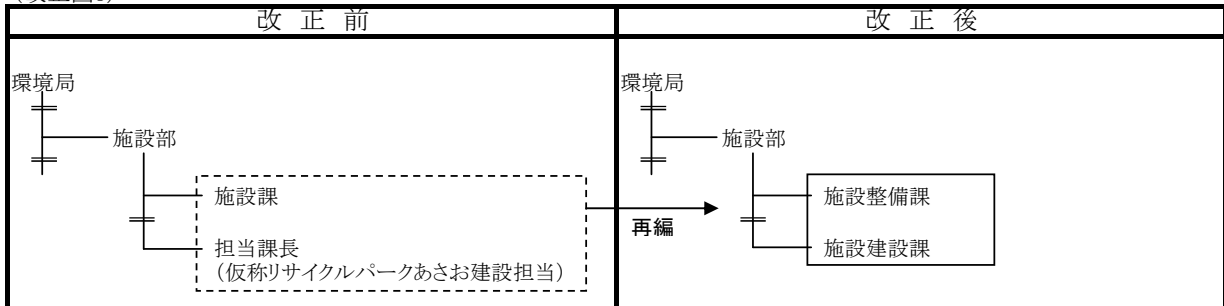
(改正図6)



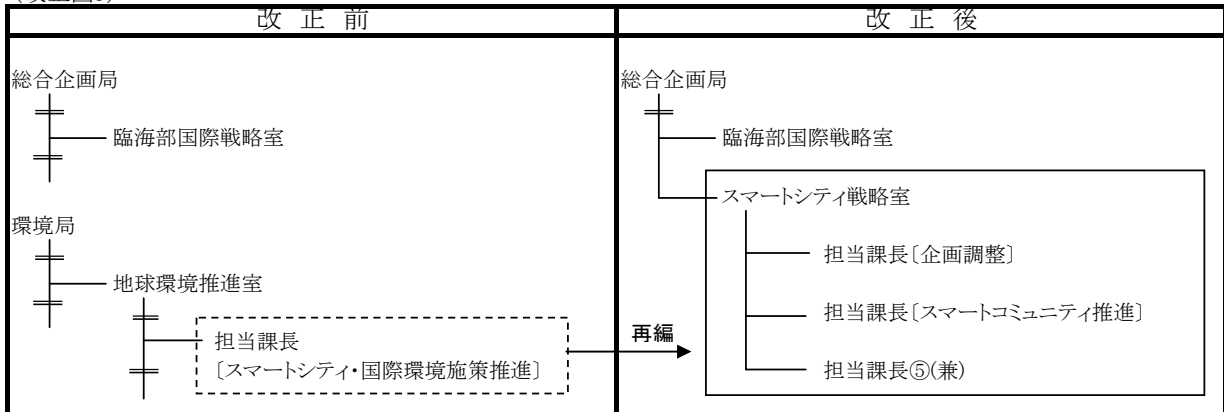
(改正図7)



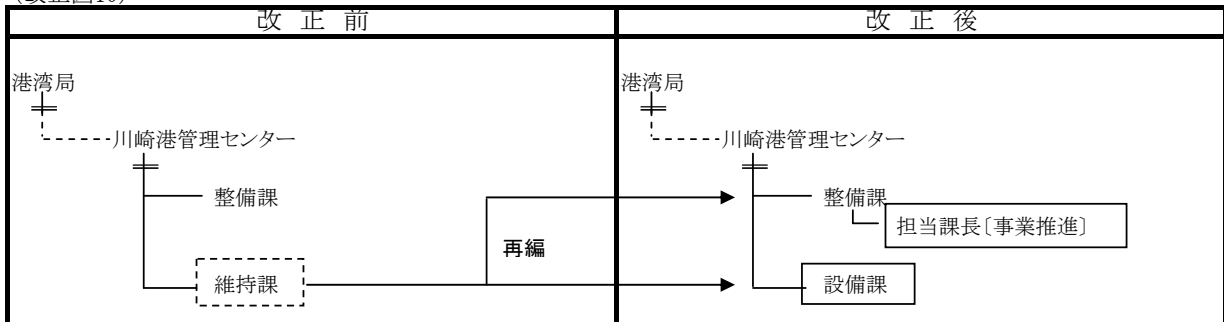
(改正図8)



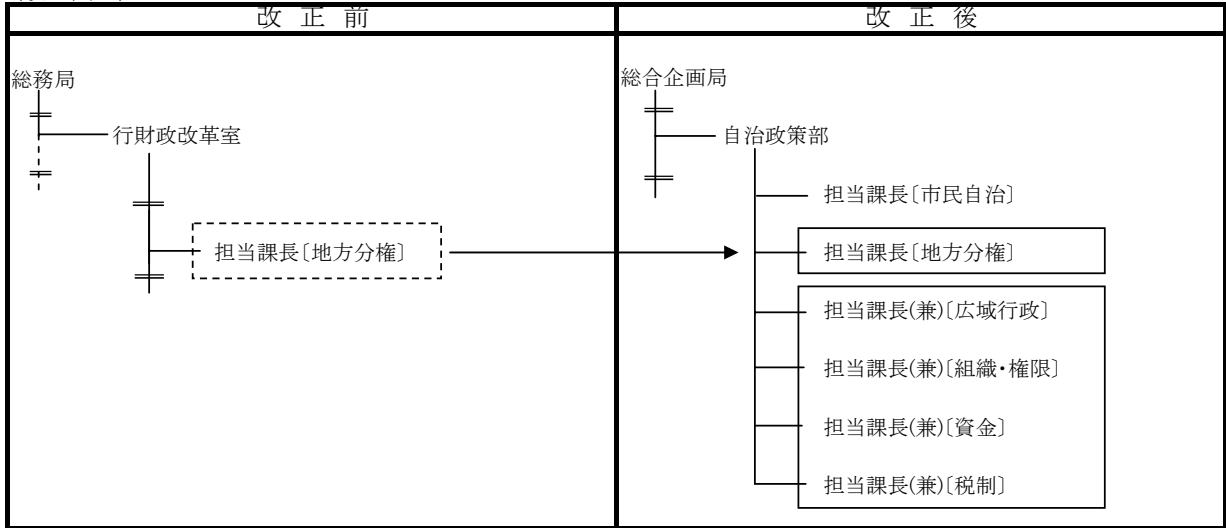
(改正図9)



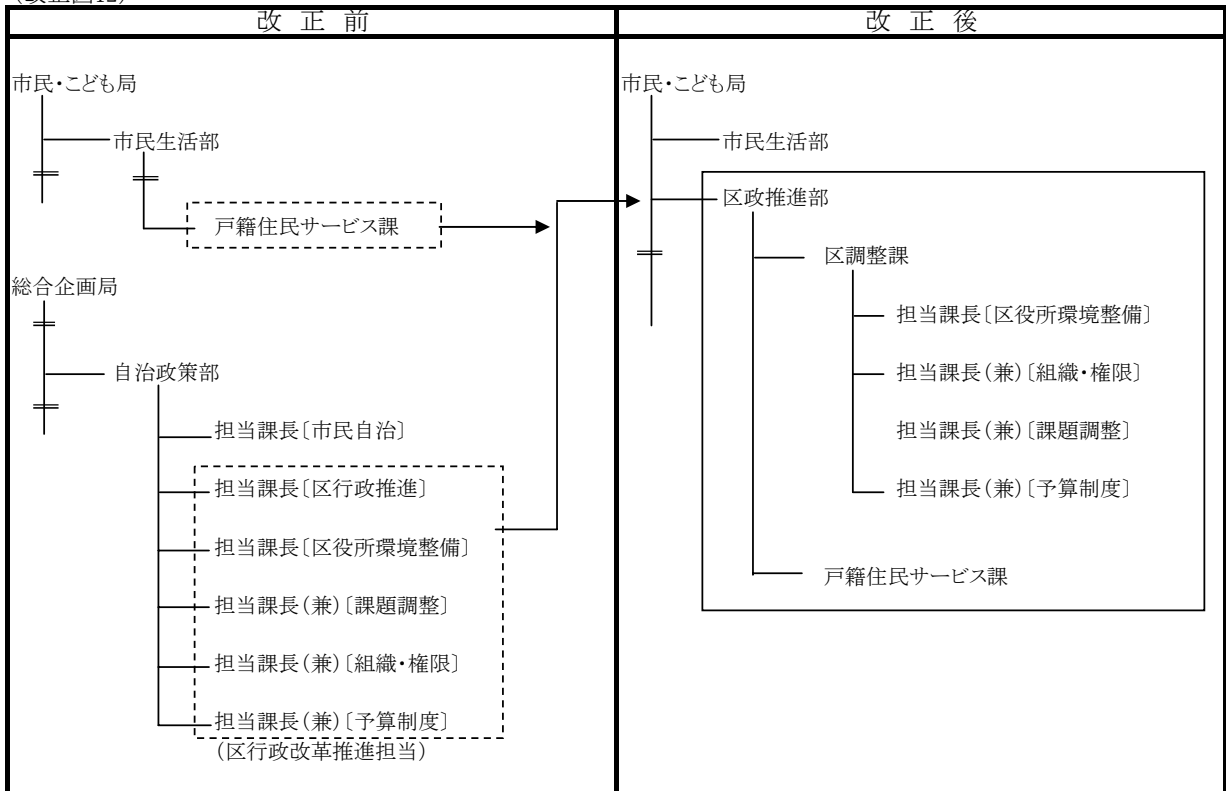
(改正図10)



(改正図11)



(改正図12)



(改正図13)

